使途側には、所得や富等に課される経常的な税の支払に関する項目、社会負担及び現物以外の社会給付その他の経常的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる可処分所得に関する項目を記録する。

オ　現物所得の再分配に関する勘定

現物の移転による、各制度部門間の所得再分配について、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第２次分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目のほか、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の受取に関する項目を記録する。

使途側には、現物による社会給付その他現物による経常的な移転の支払に関する項目を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、最終消費活動及び蓄積活動に配分される所得となる、現物移転により調整された可処分所得に関する項目を記録する。

カ　所得の使用に関する勘定

各制度部門の可処分所得に関する項目がどのように最終消費活動と蓄積活動に配分されるかについて、以下の内容により記録する。

源泉側には、所得の第２次分配に関する勘定又は現物所得の再分配に関する勘定において使途側に記録した可処分所得に関する項目等を記録する。

使途側には、最終消費活動に関する項目あるいは現物所得の再分配により明らかになる現実に享受する便益を評価した消費活動に関する項目等を記録するとともに、これらの項目と源泉側の差額として、蓄積活動への配分となる貯蓄に関する項目を記録する。

本勘定には、以下のものを含む。

・最終消費支出（一般政府が行う個別的消費財・サービス及び集合的消費サービスに関する支出、家計及び対家計民間非営利団体が行う個別的消費財・サービスに関する支出）に関する項目

⑵　資産や負債の蓄積に関する勘定

蓄積活動等により生じる一定期間における非金融資産の変動並びに金融資産及び負債の変動を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

ア　資本取引に関する勘定

各制度部門における、非金融資産の取得や処分に伴う変動を記録するとともに、資本移転の受払に関する項目について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、非金融資産の取得及び処分により発生した非金融資産の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と負債及び正味資産の変動側の差額として、資金余剰を示す純貸出あるいは資金不足を示す純借入に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、経常的取引に関する勘定のうち所得の使用に関する勘定の使途として記録した貯蓄に関する項目を記録するとともに、資本移転の受払を記録する。

本勘定には、以下のものを含む。

・総固定資本形成（新規に購入した有形固定資産、無形固定資産及び有形非生産資産の改良）に関する項目
・固定資本減耗（社会資本に係る分を含む。）に関する項目
・在庫品の増減に関する項目

なお、無形固定資産には、ソフトウェア（自社開発ソフトウェアを含む。）に関する支出を含む。

イ　金融取引に関する勘定

各制度部門における、金融資産及び負債に関する取引について、以下の内容により記録する。

資産変動側には、金融取引のうち債権である金融資産の変動に関する項目を記録する。

負債及び正味資産の変動側には、金融取引のうち債務である負債の変動に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産変動側の差額として、純貸出あるいは純借入に関する項目を記録する。

ウ　その他の資産変動に関する勘定

各制度部門における、資本取引に関する勘定及び金融取引に関する勘定に記録された取引以外の要因による資産及び負債の変動について、以下の内容により記録する。

量の変動を記録するとともに、保有する資産価値の再評価に伴う保有利得または保有損失に関する項目等を記録する。

⑶　貸借対照表に関する勘定

各制度部門における、特定の時点における所有資産の価値額と負債の価値額を記録する勘定を、以下の内容により作成する。

資産側には、所有する非金融資産及び金融資産に関する項目を記録する。

負債及び正味資産側には、所有する負債に関する項目を記録するとともに、これらの項目と資産側の差額として、所有する正味資産に関する項目を記録する。

⑷　一国経済全体に関する勘定

経常的取引に関する勘定及び資産や負債の蓄積に関する勘定について、各制度部門を統合することにより一国経済全体の統合表示を記録するとともに、海外との取引を記録する部門を包含した勘定を作成する。

⑸　補足的な表

その他、必要に応じ、経済活動別の財貨・サービスの産出・投入に関する項目のほか、上記⑴から⑷までの勘定を作成・利用する上で重要となる項目を記録する。また、ここに含まれるものの一覧は公表する。

６　作成方法の原則等

⑴　フローについては、生産面、分配面及び支出面からの推計を行う。生産勘定は、産出構造及び産業別投入構造から国内総生産を推計することで作成し、さらに、所得の発生・分配・使用、資本の蓄積（負債）等を推計することで作成する。

⑵　ストックについては、固定資産は、資本取引、資本形成及び固定資本減耗等のフローの値を利用して恒久棚卸法によって推計し、さらに、在庫、非生産資産及び金融資産を推計することで作成する。

⑶　その他、本基準に基づく国民経済計算の具体的な作成方法は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十六条第一項の規定に基づき、総務大臣に通知した後、公表する。

７　雑則

⑴　作成頻度

国民経済計算は、毎年少なくとも１回作成する。

また、国民経済計算における最も主要な集計項目である国内総生産及びその主要な内訳項目等については、速報値を四半期ごとに作成する。

⑵　国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準との対応

本基準に基づく国民経済計算と、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準の対応について公表する。

⑶　計数の改定等

国民経済計算は、作成の基礎となる資料の改定等により、必要に応じ計数の改定等を行うとともに、その改定等の理由を公表する。

⑷　基準の変更の検討等

本基準の変更の検討等に当たっては、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に関する国際動向、我が国の経済情勢及び国民経済計算の作成方法や作成の基礎となる資料その他の本基準に関係する事項について、必要に応じ研究を行うものとする。

その状況については、必要に応じ統計委員会に報告するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月十八日

国家公安委員会委員長　山岡　賢次

第一号の表二十九号の項中「相野」を「石倉」に改め、同表二百三十六号の項の次に次のように加える。

二百四十七号	東海市から知多市まで

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一号の表二百三十六号の次に一項を加える改正規定は、平成二十三年十一月十九日から施行する。